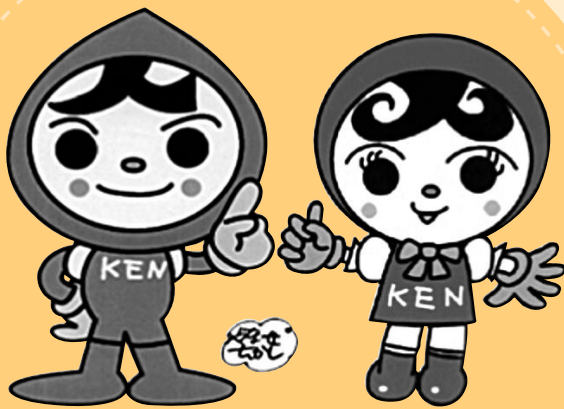


はーもにっん

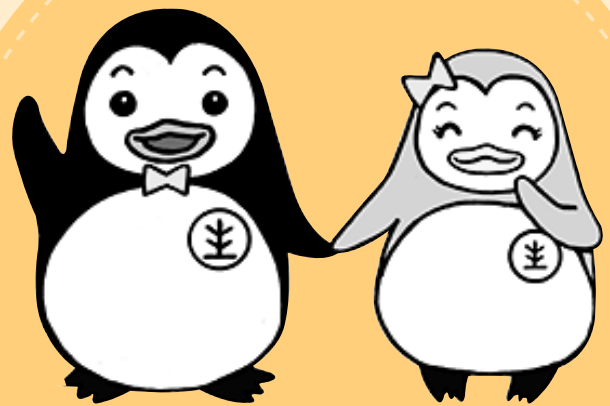
第22号

だれもが、 イキイキと暮らせるまちへ

～人権擁護・更生保護～



人権イメージキャラクター
人KENまもる君&あゆみちゃん



更生ペンギンの
ホゴちゃん

更生ペンギンの
サラちゃん

市民の皆さん誰もが、地域・学校・職場などの様な場所でも大切にされ、
本市が非行・犯罪のない安全で安心なまちになるよう
活動している方々をご紹介します。

人が「あたりまえ」に持っているもの、 そして大切にすべきこと。

～人権擁護～

「人権」と聞くと、少し難しい話かな、と思われるかもしれませんが、
皆さんの身近にあり、とても大切なものです。

人権という言葉は
「人」と「権利」という
二つの言葉でできています。

近年では、
その「人権」問題も多岐にわたり、
複雑になってきています。
その一部を紹介します。

人の権利とは簡単にいうと
「人が不当な辛さや悔しさを感じず、
日々健やかに、
穏やかに暮らしていくために、
いかなる場合にも大切に
守られるべきもので、
無視してはならないもの」
です。

① 女性の人権を守りましょう

家庭や職場等での男女間の差別、配偶者やパートナーからの不当な暴力(ドメスティック・バイオレンス)などが発生しています。性別に関わらずそれぞれの立場を尊重し協力し合える社会を目指します。



② 子どもや高齢者の人権を守りましょう

家庭や高齢者施設等での虐待に関するニュースが後を絶ちません。
1人の人間として尊重されイキイキと暮らせる社会を目指します。

③ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しましょう

興味本位の噂や心ない中傷などにより名誉を傷つけられ、平穏な生活が脅かされるなどの人権問題が発生しています。被害者やその家族の心身の痛みを理解し、温かく見守る社会を目指します。





④ インターネットを悪用した人権被害をなくしましょう

匿名性や情報発信の簡易さを悪用し、個人のプライバシーを侵害する書き込みがされたり差別を助長する表現が掲載されたりすることがあります。特に若い世代を中心に発生しており、近年ではいじめに利用されることがあります。

⑤ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくしましょう

「LGBT」など、性的指向や性自認が多様であることの認知は広まりつつあります。しかし、職場や社会生活等において、まだまだ根強い偏見や差別があります。誰もが「個性」を尊重され自分らしく生活できる社会を目指します。



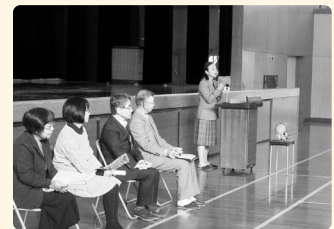
人権擁護委員

一人ひとりの人権が守られ誰もが生き生きと暮らせるよう見守りサポートします

人権擁護委員は、人々の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間ボランティアです。全国各市町村に配置されており、現在、市内では5名（女性3名、男性2名）の委員が活動しています。

① 人権啓発

市内小・中学校で「人権教室」を実施しています。学校と協力し、いじめや差別についての授業や講演会を行い、子どもたちに思いやりの心が育つようサポートしています。



② 人権侵犯事件の調査・処理

「人権を侵害された」という申告を受けた場合に、法務局職員と協力し、調査や調整を行い、円満な解決を図っています。

③ 人権相談

毎月1回の市役所での相談や、法務局の電話相談などで「人権」に関するさまざまな悩みを聴き、解決できるよう、関連機関の紹介やアドバイスをしています。



実施機関	事業名	電話番号	受付時間等
日進市	人権相談	0561-73-3194 (予約専用)	要予約。月1回。1時間以内／人 実施日は広報に掲載。
法務局	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 法務局職員又は人権擁護委員が対応。 IP電話などからは利用できない場合があります。
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
	子どもの人権110番	0120-007-110 (フリーダイヤル)	

あなたの優しいまなざしで 再出発を見守る社会へ

～更生保護について～

「常に安全・安心な街」は、誰もが住みたいと思う街ではないでしょうか。
では、そんな街にするために、私たちに何ができるのか考えてみましょう。

増加する再犯率

刑法犯の検挙人員は、減少傾向にあり、平成25年から毎年戦後最小人員を記録しています。

しかし、そのうち「再犯者」の割合が平成9年から増加。この割合は「再犯者率」といい、平成28年度の刑法犯の検挙人員のうち約半数(48.7%)が、再犯者でした。

(平成29年度犯罪白書より)

※再犯者とは、前に道路交通法違反を除く犯罪で検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

立ち直りを支え、 安全・安心なまちへ

罪を犯した人も反省と報いを経て、立ち直りを決意し社会に帰ります。

しかし、社会に居場所がないため再び犯罪を重ねるといふ悪循環が垣間見えます。立ち直ろうとする彼らを地域で支え、再び犯罪に手を染めないよう見守ることが「安全・安心な街づくり」に繋がります。

「更生保護」とは、新たに非行や犯罪に向かわないようにするのは元より、国と行政、ボランティアが協力し、犯罪や非行からの立ち直りを支えていくことです。

更生ペンギン

ホゴちゃんの更生までの道のり



反省と報い



更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し自立に向けた指導や援助を行う民間施設。



ホゴちゃん、
困ったことがあったら、
いつでも相談においでよ!

くじら先生

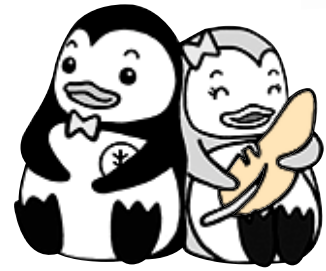
保護司

罪を犯して「保護観察対象者」になった人の指導監督を行い、生活環境を整える民間ボランティア。
(身分上は非常勤の国家公務員)

ごめんなさい

犯罪や非行のない明るい社会へ！

毎年7月は“社会を明るくする運動”強化月間・再犯防止啓発月間です。この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、皆で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。例年、本市を含む4市町（豊明市、長久手市、東郷町）で構成する「愛知保護区保護司会」が主催し、「社会を明るくする運動記念講演会」を実施しています。



本市の活動

本市では、保護司13名（女性3名、男性10名）・更生保護女性会（19名）が協力しつつ、更生保護の啓発と地域の理解を深めるために様々な事業を行っています。

・市内の幼稚園・保育園児から高校生までに対し「社会を明るくする運動」の啓発。

・地域で開催される行事等での、非行防止・薬物乱用防止啓発活動。



・瀬戸大府東海線（県道57号線）本郷町付近に「社会を明るくする運動」のシンボル「ひまわり」を植え、安全・安心な社会の構築についての啓発。さらに、その種を、にしん市民まつりで配布し、「社会を明るくする運動」及び薬物乱用防止啓発活動を実施。



保護司



更生保護女性会



アシカ親方

協力雇用主

犯罪、非行歴のために就職難の人を、その事情を理解した上で雇用し、自立と社会復帰をサポートする事業主。

仕事を通して生きる力をつけようね！



オコジヨさん

しっかり食べて元気をだすんだよ！

更生保護女性会

保護司と協力し、地域での犯罪予防活動や子どもたちの健全育成支援活動、また更生保護施設への訪問等を行うボランティア団体。



ひょっとしてDV? あなたの気付きが被害者を助けます

DV(ドメスティック・バイオレンス)は夫婦やパートナーなど親しい人との間に生じる暴力のことです。近年「殴る・蹴る」などの身体的暴力は基より「生活費を渡さない」など経済的暴力や「友人や親族に連絡をさせない」など社会的暴力が問題となっており、被害状況を周囲の人が気付きにくく、複雑になってきています。



実施機関	事業名	電話番号	受付時間
日進市	DV・性暴力被害相談	0561-75-2727 (予約専用)	第1木曜日 10:00~15:20 詳細は市広報に掲載
	家庭児童相談室	0561-73-1402	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)
愛知県女性相談センター	女性悩みごと電話相談	052-962-2527	月~金 9:00~21:00 土・日 9:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)
	弁護士によるDV専門電話相談	052-962-2528	毎週月曜日 14:00~15:30 (祝日・年末年始を除く)

「日進市男女平等推進苦情処理制度」を知っていますか？

どのようなことを申し出ることができますか？

市が実施する男女平等の推進に関する施策、または、その推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を申し出ることができます。

誰でも申し出ることができますか？

市内に在住、在勤、在学の方及び市内の事業者・教育関係者が申し出ることができます。

申し出についてはどのような対応をされますか？

日進市男女平等推進苦情処理委員が調査をし、市長へ報告します。市長は施策の見直し等を行い、対応結果を申出人にお知らせします。(ただし、判決や法令の規定に基づいているものなど、一部については対象になりません。)

申出の方法は？

苦情申出書に必要事項を記載の上、申し出てください。詳しくは、市ホームページ及び下記までお問合せください。

【申し出及び問合せ先】

市民協働課 共生共同係 ☎0561-73-3194



日進市人権・男女共同参画情報誌 はーもにっしん

【ロゴデザイン】 A+

人権・男女共同参画に関することで、知りたい情報等ございましたら、お気軽にお寄せください。

【編集・発行・問合せ先】 日進市市民協働課共生共同係

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地 ☎0561-73-3194 FAX 0561-72-4603